解 題

一、はじめに

小平市史料集第十二集から第十四集までは新田開発の史料を刊行しました。第十五集からは新田開発とも密接に関係する明治五年までの村の生活に関する史料を順次刊行します。村の生活として取り扱う内容は小平市立図書館古文書分類綱目表のE村の生活、G治安、H農業、O工業、P商業、I凶災・救済を中心とし、D村政の村方出入と土地屋敷出入、Q金融・貸借の貸借出入を含めます。

名主や村役人の役目の中には年貢納入・法令や通達の周知といった政治的なものと、生活上の様々な問題の管理やもめ事の調整といった民事的なものがあったわけですが、今回は村人の生活の実態に迫る史料にスポットを当てることにします。その中から最初に取り上げるテーマは「事件・事故・訴訟」で、村別に収録して年代順に配列します。この第十五集には小川村の文政年間(一八三〇)までの史料三一九点を収めました。

二、名主と入村者の村方騒動

第十四集の解題でも少し触れましたが、寛文二年(一六六二)に起こされた名主と入村者の村方騒動は翌年二月に小川寺と妙法寺をはじめ近隣の清水村・高木村・三ツ木村の名主たちの仲裁によって示談となり、一旦は落着しています。 史料4からこの訴訟は十一カ条からなるものであることが分かりますが、その訴状である史料3は前欠文書であるため 九カ条の内容しか確認できません。その内容は又右衛門を筆頭とした小川村の惣百姓が名主九郎兵衛の横暴を訴えたもので、主なものは夫食拝借金一〇○両の内四十六両を手元に置いて利子を取って貸し付けているというものです。他に 伝馬の駄賃や風折れ松の売却代金や手代屋敷芝切りの夫食米及び臼木の横領、瓜の売却代金の勘定違い、潰れ百姓の土地を売却して利倍を取っていること、名主の江戸往復時の駕籠人足や台所仕事に無償で使役されることなどが記されています。また、代官が若年の上、手代の吉野又兵衛と名主九郎兵衛は縁者なので訴訟を取り上げてくれないと言っています。

この訴訟は明らかに夫食拝借金の返済に関連したものであり、一〇〇両の拝借金の返済に行き詰まった入村者達がその原因を名主の横暴に求め、代官より自分達に給付されたものの代金や労働に見合った金額を名主から引き出そうとしているように思われます。それは、公儀より拝借した一〇〇両の内不当な利子によって儲けた夫食金四十八両三分は百姓方へ返してくれと言っており、その他に風折れ松の売却代金二十五両、潰れ百姓の土地売却代十七両二分が具体的に見積もられており、入村者に返却すべきものだけでも九十一両一分になり、拝借金一〇〇両に近い金額を要求していることが明白だからです。しかし、内済で落着する結果となり、訴訟人筆頭の又右衛門は借金を返済できずに土地屋敷を手放して、寛文四年三月に小川村から姿を消したのでした(第十四集 史料 18)。

西暦	年月日	内容	史料			
1662	寛文2年11月	名主九郎兵衛に惣百姓より11カ条の訴状	3			
1663	寛文3年2月8日	小川寺・妙法寺等の取り扱いによって内済落着	4			
1676	延宝4年8月26日	名主市郎兵衛に惣百姓84人より9カ条の訴状	16			
1677	延宝5年7月7日	田無村作右衛門等の取り扱いによって内済落着	20			
1678	延宝6年3月	預け金返金滞りの訴状	23			
	延宝6年10月2日	II .	24			
1679	延宝7年3月13日	II .	29			
	延宝7年11月29日	II .	33			
	延宝7年12月15日	名主市郎兵衛に惣百姓40人より隠田の訴状	38			
1680	延宝8年1月21日	論所見分屋敷並間尺改め	40			
	延宝8年4月9日	勘定頭内寄合で又右衛門以下4名籠舎の判決	48			

【別表1】 名主と入村者の村方騒動

ところが、**別表1**「名主と入村者の村方騒動」に見るように、十三年後の延宝四年(一六七六)には再び名主市郎兵衛に対し九カ条の訴訟が起こされます。その内容は次のようなものです(**史料16**)。

- 一小川村は名主九郎兵衛拝領の地なので地代金をずっと取って下さいという内手形を出して入村した。
- 一石灰輸送の駄賃が例年公儀から支払われているのに地代金の利息として名主が引き取り百姓には全くくれない。
- 一年貢受取小札をくれない。これは年貢を過剰に取り立てているからに違いない。
- 一名主取り分として畑一反に永三文宛取っているが、公儀から認められたものでなく、年貢を四○両余り取り過ぎているので返してほしい。
- 一名主屋敷と地続きの成木三右衛門が潰れ百姓となったので名主屋敷と一構えにし、名主免税地としている。
- 一寛文九年検地以後開発の四十七軒の内四十二軒分は四十七両で売却し、残り五軒分は名主下屋敷と名付けて百姓を労 役に使っている。
- 一巡検使通行の際の賄料として今年の夏に間ロー間に付六文、都合十三貫五六〇文取り立てたが、賄いに一文もかからないので名主が横領したに違いない。
- 一間口三十間の名主下屋敷を百姓に開発させ、堀を掘り木苗を植えさせるなど労役に使われて困窮している。
- 一伝馬宿往来の者に請酒商売をしているが、名主は自分が造った新酒以外買ってはいけないと申し付け迷惑している。

これに対し名主市郎兵衛は史料17にあるように次のように返答しています。

- 一九郎兵衛は八年前に亡くなっているのに、今になって地代金を取っていたなどと言うのは偽りである。
- 一石灰輸送の駄賃は百姓寄合の上で割渡しており、渡した証文もある。
- 一年貢は割付の通り取り立てていて少しも問題はないし、皆済した証文もある。
- 一新田取立分として畑一反に永三文宛取ってきたが、これは九郎兵衛が自分の資産を注ぎ込んで小川村を開発したので 惣百姓相談の上で子々孫々まで永代支払うという証文通り取っているものである。
- 一成木三右衛門の屋敷を一構えにしているというのは偽りである。検地帳と照合してもらいたい。
- 一寛文九年検地以後四十五軒の入村者を定住させた。自分の土地を百姓に掘らせ囲い込んでいない。
- 一巡検使通行の際には一文も取り立てていない。間口一間に付六文取ったのは御用大小豆片春麦上納の代金で組頭寄合の上で勘定している。
- 一九郎兵衛代から所持してきた屋敷を三年前に八郎右衛門に譲り渡した。何事に寄らず惣百姓に頼るようなことはしていない。
- 一請酒を抑えたのは法で禁止されていた時であり、自分が造っているのは許されている寒造りであって、新酒を造っているというのは偽りである。

訴訟の内容を見ると入村者側には名主への不信感があり、御用上納金を巡検使の賄料として捉えているといった行き違いがあるようですが、石灰輸送の駄賃や年貢納入の問題は「大小百姓寄合無ニ高下—割渡」している上に、証文も残されているわけで名主側に分があるように思われます。また、明暦四年二月二十四日の入村者達の連判手形には「屋敷申請御取立之新百姓に罷成候、〔中略〕御物成り之外貴様御取立之分二島壱反分之所ニ而壱年ニ永三文つゝ、田出来申候者是も壱反分之所ニ而米三升つゝ、小川新田之百性仕もの之分田島ひらき次第に右之通まい年御取可レ被レ成候、新田え越申候もの共相段いたし各々合点ニ而如レ此手形進上候上ハ以来代々子共まても申つたえ置可レ申候」と記されており(第十二集入村者・離村者 史料30)、明らかに入村者達が相談の上で年貢の他に九郎兵衛取立分として畑一反に永三文ずつ子々孫々まで毎年支払うことを約束しています。しかも、惣百姓七十六人の連名の中には又右衛門の名前もあり、このことについては名主市郎兵衛が言う通りで疑問の余地はありません。

そこで、**別表1**にあるように延宝五年(一六七七)七月に田無村作右衛門等の取り扱いによって一旦は内済落着するわけですが、延宝七年(一六七九)十二月には再び又右衛門を筆頭に惣百姓四十人より隠田の訴状が出され、最終的な決着をみるには延宝八年(一六八〇)四月まで待たなければなりません。

以下にこの村方騒動の経過を辿ってみましょう。**史料 20** によると、畑一反に永三文宛取立の件は永代では迷惑なので、今後は名主給分として一間に永二文宛に取り決め永代子々孫々まで支払うことになります。その代わり「御預ケ金之儀御扱ニて当巳ノ霜月より未ノ霜月迄三年二御取立可レ被レ下」ということで、九カ条の訴状には具体的に記されていない預け金を延宝七年十一月迄の三年で返済することを約束しています。そして、その他の七カ条については「御扱ニて内々ニて落着仕」ということで内済落着となります。

しかし、この預け金は史料 33 で明らかなように又右衛門以下三十三名だけでも五十三両あったわけで、約束の期限

になっても返済できずに名主市郎兵衛から訴えられています。この訴えに対抗して翌月七日に惣百姓八十一人から出されたのが隠田の訴訟です(**史料 34**)。ところが、**史料 35** から **37** にみるようにわずか八日後の十二月十五日には史料が残っているだけでも三十七人の者が「何二ても市郎兵衛方え申分無二御座—」ということで訴訟を取り下げます。この結果、**史料 38** にあるように残ったのは又右衛門以下四十名ということになります。

訴訟の内容は三右衛門屋敷を名主屋敷へ囲い入れて年貢を一銭も出していない隠田なので調べてほしいと言っています。これに対し名主市郎兵衛は**史料 39** で、成木三右衛門の屋敷は草分けの時分に請取ったものの終に出村しなかったので、半右衛門と忠左衛門を定住させたと説明し、困窮のあまり進退窮まった者には夫食金を、伝馬のための馬を持たない者には馬代金を預けて置いたので、返済するように言っているが未だに埒が明かないと訴えています。この事実関係を確認するために、**史料 40** から **42** にあるように代官所では延宝八年正月二十一日に現地調査を実施します。

この結果、名主市郎兵衛の屋敷は五十七間半あり、その西側には半右衛門の屋敷が十三間、更に西側には忠左衛門の屋敷が十五間、忠庵の屋敷が四十七間と続いていることが分かります。しかも、半右衛門の屋敷は十四年前に九郎兵衛から申し受けたもので寛文九年の検地帳に掲載されていることが明記されています。この調査結果を受けて四月九日に最終結論が出るわけで、史料 48 に「百姓申出候儀一切相立不レ申候」と記され又右衛門以下四人が籠舎を仰せ付けられているように、入村者側の全面敗訴という形で決着しています。

また、又右衛門は勘定頭から「如レ此埒明申候を又候申出候儀さいきょやぶりニ候へハ一方ならぬ徒ものと御意被レ 遊候」と評されており、決着したものを蒸し返す裁許破りで全く迷惑者であると断じられています。しかも、市郎兵衛 は「無体ニ百姓をすゝめ判形致させ五年以来千貫文余ノ出銭を取込申候、尤党取又右衛門ハ家職に仕候得共百姓者年々 之儀ニ御座候へハ次第二草臥御新田繁昌難レ仕奉レ存候」と答えており、又右衛門は仕事としているのでいいが、入村者 達はこの五年間の訴訟で千貫文余も掛かり次第に草臥れて新田の繁昌も困難になっているとしています。

それなのに入村者達はなぜこの訴訟を起こしたのでしょうか。訴訟人の顔ぶれを見てみると、延宝七年(一六七九) の訴訟も含めて訴訟人の筆頭は又右衛門です。この又右衛門が寛文二年の訴訟人筆頭の又右衛門と同一人物なのかどう かが一連の村方騒動を考える上で重要なポイントになると思われますので、先ずその点について考察してみましょう。

史料 48 に「百姓三拾九人之内又右衛門壱人不二罷出一候共残三拾八人罷出候様二被二仰付一可レ被レ下由御訴訟申上候へハ、百姓方申候ハ 御公儀様え罷出候而も近年罷出候百姓之儀ニ御座候へハー言之申わけ無御座候」と記されていて、又右衛門以外は近年の入村者であって訴訟の内容について説明できないと言っています。それなのに、史料 16 の訴状の書き出しには「小川新田之儀弐拾ケ年以前御代官様より被二仰上一御伝馬宿ニ御取立被レ成候、我々芝切之百性にて御座候」とあり、二十年も前の開発の経緯を書いているばかりか草分けの百姓だと言っています。又右衛門以外は近年の入村者であるとすれば、訴訟人筆頭でもある又右衛門が草分け百姓でなければならないことになります。しかし、前にも述べたように又右衛門は十二年も前の寛文四年三月に潰れ百姓として小川村を出て行ったのですから、特別の事情がなければ延宝四年に小川村に居るはずがありません。

そこで、改めて何か手掛かりがないか探ってみることにしましょう。もう一度又右衛門が土地屋敷を手放して小川村から姿を消した時の史料を丹念に読み直して見ると「小川新田町次之屋敷弐間分申請[]忠三郎と申者出シ置申候所二、[中略]其上にも拝借金指上申通たり不レ申候ハー何様ニも弟忠三郎に出させ可レ申候」とあり、差出人は「小川新田 又左衛門 忠三郎」となっています(第十四集 史料 18)。したがって、欠損部分に入るのは「又左衛門」だと考えられます。そして、又右衛門が小川新田に申請けた二軒の屋敷に実際に住んでいたのは又左衛門と忠三郎の二人であって、又右衛門は地権者でかつ持添百姓であっても定住者でなかった可能性があります。しかも、忠三郎は又右衛門の弟で拝借金返済の連帯保証人でもあったことが分かります。

また、検地帳を調べてみると寛文四年と九年に屋敷はないものの忠三郎の存在が確認され、寛文四年七月の検地帳には上ノはつれと中嶋に二筆の下々畑都合二反一畝四歩、寛文九年二月の検地帳には「茱萸窪と上中嶋」に三筆の下々畑都合三反八畝二十七歩の土地を所有しています。そして、延宝二年八月には又右衛門が下宿北側に二反三畝十歩の屋敷地と四反六畝二十歩の下畑及び一町四反歩の下々畑を所有し、上宿裏茱萸窪・中嶋・南台等に十一筆の下々畑都合一町四反二十六歩の土地があり、延宝二年頃の地割図でも下宿北側に屋敷を持ち相当の土地を所有していることが確認できます。

このことから、寛文四年に又右衛門が二軒の屋敷を失った後も弟の忠三郎は茱萸窪と上中嶋に土地を所有しており、 寛文九年から延宝二年までの間に又右衛門が小川村に再び土地屋敷を持つに至ったことになります。それは、いつどの ようにして行なわれたのでしょうか。

その手がかりは意外にも身近なところに隠されていました。第十二集の史料 74 に寛文九年十二月の証文が残されて

おり、又右衛門が小川村上の北側に間口十八間の土地屋敷を三両で取得したことが分かるからです。しかも、その証人の筆頭は忠三郎であり、七兵衛・長兵衛・八郎右衛門・平兵衛・三郎右衛門・里右衛門といった小川村の組頭が六人も連名していることからしても、これは忠三郎の兄であり後に組頭になる又右衛門とみて間違いないだろうと思われます。文書に欠損があってはっきりはしませんが、ここで問題になるのは又右衛門が取得した場所が「上ノ北がわ」だと思われることです。延宝二年の検地帳や地割図で明らかなように、又右衛門は延宝二年には下宿北側の東の端に住んでいるので別人の可能性がないかということです。しかし、延宝二年の検地帳や地割図で調べてみても又右衛門名義の屋敷地は一軒しか存在しないので、又右衛門の屋敷は寛文九年から延宝二年の間に下宿に移ったとみるべきだと思われます。

【別表2】	小川市郎兵衛よりの拝借金-	_
1 개기 저 고 기	ハルルスの光角よりの作用すっ	- ■

年月日	拝借人	金額	拝借年	史料
延宝8年8月25日	三右衛門	2両2分2朱	延宝元年	4 9
"	忠左衛門	1両3分2朱	延宝4年	5 0
延宝8年8月26日	七郎兵衛	2両	延宝3年	5 2
JJ	九兵衛	1両	延宝2年	5 3
"	助[]	3両3分	延宝2年	5 4
"	又右衛門	2両	寛文9年	5 5
"	善[]	2両2朱	延宝3年	5 6
延宝8年8月28日	喜左衛門	3分	延宝3年	5 7
II.	七左衛門	2両2分2朱	延宝2年	5 8

又右衛門の素性が分かったところでもう一つの重要なポイントである**別表2**「小川市郎兵衛よりの拝借金一覧」をみてみましょう。これは延宝八年四月の判決の後に出された預り金の最終的な返済計画で、九人分の史料が残されています。その中には又右衛門の分も含まれており、入村した寛文九年に二両を借りていることが分かります。それ以外の者は延宝元年から四年までに三分から三両三分までの金額を借用しています。しかも、これらの者全員が延宝四年の九カ条の訴訟に加わり、七左衛門を除く八人が延宝七年十二月十五日の隠田の訴状にも連名しており、夫食金や馬代金として借用した預り金の返済が最後まで滞っています。

しかし、又右衛門の借金はこれで済んだわけではなく、延宝九年(一六八一) 六月には上宿砂川道南方の四反十三歩の土地が助兵衛と半兵衛に譲渡されていたようで、助兵衛と半兵衛はこの土地を名主や組頭に内緒で小布市村の久助に売り渡して問題になっています(第十二集入村者・離村者 史料93)。また、天和四年(一六八四)二月には上宿之辻の二畝六歩の土地を年貢未進の代地として市郎兵衛に返進しています(第十二集入村者・離村者 史料95)。これらの土地は延宝二年の検地帳とピッタリ符合しており、延宝九年に譲渡された上宿砂川道南方の四反十三歩の土地は南台と道上に在る下々畑三筆の合計反歩と同じであり、天和四年に返進された上宿之辻の二畝六歩の土地は上ノ辻の下々畑の反歩と同一ですので、又右衛門の所有していた土地に間違いありません。

以上のことから、小川村の入村者達は名主市郎兵衛から夫食金や馬代金として借用した預り金の返済が滞って、 困窮のあまり進退窮まっていたことが分かります。そこで、当初は返済できない窮余の策として寛文二年の訴訟と 同様に名主の不正を訴えて返金を求める作戦に出たものと思われます。訴訟人筆頭の又右衛門は草分け百姓であ り明暦四年二月二十四日の入村者達の連判手形にも連名しているので約束があるのを承知の上で、名主取分の畑一反に 付永三文は公儀から認められたものではないことを根拠として、これは名主が勝手に取った年貢であると主張します。 そして、この取り過ぎている年貢四○両余りと巡検使賄料十三貫五六○文等の返還を要求し、預り金との相殺を 目論んでいるように思われます。

この結果、畑一反に付永三文だった名主取分が一間に付永二文の名主給分となり、入村者達にとっては支出の軽減となり大きな成果を勝ち取ります。また、繰り返し名主の不正を訴え村方騒動を起こすことによって、預り金の返済は免れないまでも実質的に返済期限を先延ばしすることができたと言えます。また、又右衛門は一度全財産と家族を失って小川村を追われながら不屈の精神で家屋敷を買い戻して再び村に戻り、このことによって、勘定頭から「一方ならぬ徒もの」と評され籠舎を仰せ付けられても組頭を続けており、入村者達にとっては頼りになるしたたかな一種のリーダーだったのかもしれません。

三、開発当初の作物

村方騒動でも触れたように、寛文二年(一六六二)の訴訟には瓜の売却代金の勘定違いの問題が含まれています。これは開発当初の作物について知る上でも興味ある史料なので見直してみましょう。史料3に「新田二而瓜作少宛仕候、下町瓜といやかし二て壱間、山之手二て壱間、御江戸二瓜といや二間、名主九郎兵衛相定付おくり売申候二、其金子七月二勘定仕名主九郎兵衛請取きぬ商被レ仕候」と記されています。このことから小川村開発当初に少しずつではあっても瓜を作っており、下町と山之手の二軒の江戸の瓜問屋に入村者達が付送って売っていたことが分かります。しかも、その売掛金は七月に勘定して名主九郎兵衛が受け取って絹商いをしていたというのですから、九郎兵衛は江戸との繋がりを持ち瓜の商品価値も十分に把握していたものと思われ、土豪的な開発者の顔だけではなくしたたかな経営者の側面を見ることができます。江戸の下町の瓜問屋は元四日市町広小路(中央区日本橋一丁目)にあり、「其頃は別て御膳御用御菓子瓜御撰二毎朝御役人様方御出、御風味宜御菓子御吟味之筋も御座候」(『東京市史稿産業篇第二十二』67ページ)と記されていて、風味が良いので将軍御用御膳の御菓子として選ぶために毎朝役人が吟味に来る程の商品であったことが分かります。

また、瓜畑のことは寛文十一年(一六七一)の**史料8**に八兵衛が「拙者瓜畑二罷有候所を」とあり、この当時小川村の畑で瓜を作っていたことが裏付けられます。そして、貞享三年(一六八六)の**史料 63** には「当年二罷成作物之うど真木そだ石物盗取申昼夜油断不二罷成一候」と記されていて、穀物の他にうどが作られていたことが分かります。現在小平の特産物になっているうどの畑作物としての起源は少なくとも貞享以前に遡ることができ、入村が始まってから三十年もすると畑作物の盗難事件が起こるなど村の治安が悪くなり、博打などの遊興に走る者も出現してきたことを物語っています。

四、あとがき

史料集の編さんはどこでも公的なものを収録することが主で、村に生活する村人の様子を活き活きと伝える史料に乏しいのが通例です。しかし、小平にはこれらの史料も意外に数多く残されており、庶民の新田開発像を探る手立てとしても重要なので小平市史料集に収録することにしました。

また、この解題でも触れましたようにこの史料集によって名主と入村者の村方騒動や開発当初の作物のことなどが明らかになり、いくつもの新たな発見がありました。この史料集を諸賢に読み込んでいただいて新田開発の新たな研究と江戸時代の庶民の研究にお役立ていただければ幸いです。

最後になりましたがこの史料集の作成に当たり、原文の解読は梅林富子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・藤井一 栄の各氏にお願いし、校訂と解題作成は蛭田廣一が行いました。また、印刷のための原稿作成は古文書嘱託の三野行徳 が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十六年一月二十一日

小平市中央図書館